2025年９月30日

各　位

会 社 名　株式会社トーシンホールディングス
代表者名 代表取締役社長　石田　雅文
（コード：9444 東証スタンダード市場）
問合せ先 取締役副社長兼管理部長 旭　萌々子
（TEL．052－262－1122）

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年11月下旬を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本臨時株主総会の招集のための基準日を設定するに至った経緯

当社は、2025年７月29日開催の第39期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本定時株主総会の目的事項のうち、以下の報告事項につき、本定時株主総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会でご報告を行うため、続行の決議をいたしました。

［報告事項］

１．第39期（2024年５月１日から2025年４月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第39期（2024年５月１日から2025年４月30日まで）計算書類報告の件

しかしながら、2025年９月４日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、過年度において不適切な会計処理等の事実が判明しております。現在、当社の決算関連手続き及び当社の会計監査人である監査法人アリアによる監査手続きを進めておりますが、監査法人アリアの監査報告書に無限定適正意見が付されない可能性があります。この場合、会社法第438条第２項、同第439条及び会社計算規則第135条に基づき、臨時株主総会を別途開催し、第39期計算書類の承認をお願いする必要が生じるため、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するに至りました。

なお、本臨時株主総会を開催する場合においても、本継続会の開催を予定しておりますが、その場合には、本継続会においては、上記報告事項１をご報告のうえ、本定時株主総会を終結させていただく予定でございます。

他方、監査報告書に無限定適正意見が付された場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

２．本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年10月16日（木）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主と定め、以下のとおり本基準日に関する公告を行います。

（１）公告日　　2025年10月１日（水）

（２）基準日　　2025年10月16日（木）

（３）公告方法　電子公告により以下WEBサイト（当社ホームページ）に掲載します。

https://www.toshin-group.com/investor/#Kessan

３．本継続会及び本臨時株主総会の開催日時、場所及び付議議案について

本継続会及び本臨時株主総会の開催日時、場所及び付議議案の詳細につきましては、決定次第、速やかにお知らせいたします。

以　上